

指定居宅介護支援事業所桜の華運営規程

社会福祉法人福桜会

指定居宅介護支援事業所桜の華運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人福桜会が開設する指定居宅介護支援事業者桜の華（以下「事業所桜の華」という。）が行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所桜の華の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所桜の華の介護支援専門員は、利用者が要介護状態になっても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう配慮し利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者及び地域包括支援センターから総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な居宅介護支援を行う。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第3条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者（主任介護支援専門員） 1名
管理者は事業所桜の華の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第4条 事業所桜の華の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日とする。
ただし、祝日及び12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後17時30分とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の必要額)

第5条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、要介護者等の依頼を受けて指定居宅介護支援を提供するものとする。その場合の利用料の額は厚生労働省の定める告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときには利用料は徴収しない。

- 一 介護サービス計画の作成
 - 二 介護サービス計画に基づくサービス提供の進行管理
 - 三 介護サービス計画に基づくサービス提供事業者に対する苦情の受付、処理
 - 四 その他、介護サービス計画の達成に必要な事項
- 2 介護支援専門員は通常、桜の華相談室において利用者の相談を受けるものとする。
 - 3 介護支援専門員は介護サービス計画の作成に当たっては居宅サービス計画ガイドラインに基づく課題分析表を用いて行うものとする。
 - 4 介護支援専門員は介護サービス原案に位置づけたサービスについての調整等を図るため、利用者の自宅等に当該サービスの担当者を収集してサービス担当者会議を開催するものとする。
 - 5 介護支援専門員は第1項各号に規定する指定居宅介護支援を行うため、1月に1度以上利用者を訪問するものとする。
 - 6 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した経費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- 一 通常の事業の実施区域を越えてから、片道おおむね10Km以上 500円

(通常の事業の実施区域)

第6条 通常の事業の実施区域は真岡市とする。

(その他の運営についての留意事項)

第7条 事業所桜の華は介護支援専門員等の質的向上を図るため次のとおり実施し、業務体制を準備する。

一 プリセプター制度

二 年に数回事例検討会を開催

三 外部研修 年3回以上

2 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人福桜会と桜の華事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(秘密保持等)

第8条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を守らなければならない。

2 採用時には必ず秘密の保持に関する事項を説明し誓約書にサインをしてもらう。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約で確認する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者が退職した後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(業務継続計画の策定等)

第9条 事業所桜の華は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

一 事業所桜の華は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上（感染症、非常災害）実施しなければならない。

二 事業所桜の華は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理、感染症対策)

第10条 事業所桜の華は感染症の発生及びまん延の防止の観点から、委員会の開催等必要な措置を講じなければならない。

一 事業所桜の華における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回程度、定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 事業所桜の華における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 事業所桜の華において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための訓練及び研修を年1回以上実施し、また新規採用時にも実施すること。

四 上記に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症が疑われる際の対策等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(ハラスメント対策)

第11条 事業所桜の華は適切なハラスメントの発生又はその再発を防止するために、次のとおり必要な措置を講じなければならない。

一 事業所桜の華は、適切な指定介護福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動及び行動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより施設職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

- 二 事業所桜の華は、利用者及びそのご家族より性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動及び行動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- 三 ハラスメントの防止のための指針を整備すること。
- 四 ハラスメントの防止のための職員に対する研修を実施しなければならない。
- 五 ハラスメント対策のマニュアルを作成し、措置を適切に実施するために担当者を置くこと。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所桜の華は、利用者の虐待の発生又はその再発を防止するために、次のとおり必要な措置を講じなければならない。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 虐待の防止のための職員に対する研修を年1回以上及び新規採用時に行うこと。
- 四 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業所桜の華は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを保険者に通報するものとする。

(苦情処理)

第13条 事業所桜の華は、その提供した指定居宅介護支援に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 事業所桜の華は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録する。

3 事業所桜の華は、その提供した指定居宅介護支援に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所桜の華は、保険者からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を保険者に報告する。

5 事業所桜の華は、提供した指定通所介護に関する国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

6 事業所桜の華は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

第13条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、理事会において定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会において定める。

附則

この規定は平成17年12月1日から施行する。

この規定は平成18年9月1日から施行する。

この規定は平成21年3月23日から施行する。

この規定は平成27年8月1日から施行する。

この規定は令和1年11月1日から施行する。

この規定は令和3年4月1日から施行する。

この規定は令和6年4月1日から施行する。